

令和2年第1回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和2年2月27日



## 目 次

議第 2 号	瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2
議第 4 号	瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 5 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 6 号	瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	9
議第 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議第 8 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議第 9 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
議第 10 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議第 11 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	36
議第 12 号	瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	37
議第 13 号	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等 の保全との調和に関する条例の制定について……………	38
議第 14 号	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	39
議第 15 号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	40
議第 16 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	41
議第 17 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて……………	43
議第 18 号	北野辺地に係る総合整備計画の策定について……………	44
議第 19 号	多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関す る規約の変更に関する協議について……………	45
議第 20 号	中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関す る規約の変更に関する協議について……………	46

議第21号	瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する 規約の変更に関する協議について……………	47
議第22号	瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する 規約の変更に関する協議について……………	48
議第23号	土岐川防災ダム一部事務組合規約の変更に関する協議について……	49
議第24号	工事請負契約の締結について……………	50
議第25号	工事請負契約の締結について……………	51
議第27号	令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）	
議第28号	令和元年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	
議第29号	令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議第30号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	
議第31号	令和元年度瑞浪市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	
議第32号	令和元年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
議第33号	令和元年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第3号）	
議第34号	令和元年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第3号）	
議第35号	令和2年度瑞浪市一般会計予算	
議第36号	令和2年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議第37号	令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	
議第38号	令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	
議第39号	令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	
議第40号	令和2年度瑞浪市水道事業会計予算	
議第41号	令和2年度瑞浪市下水道事業会計予算	

} 別冊

議第2号 瑞浪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

会計年度任用職員制度の導入により、フルタイム会計年度任用職員に対して、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費が支給されることとなったため、必要な条文の整備を行う。

【改正内容】

フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額についての規定を新設するため及び条文の整備のための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第4条 (略) (補償基礎額)	第1条～第4条 (略) (補償基礎額)
第5条 この条例で、「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略) (5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>	第5条 この条例で、「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略)
第5条の2～第6条 (略) (療養補償)	第5条の2～第6条 (略) (療養補償)
第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は <u>通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合</u> においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。	第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は <u>通勤により負傷し若しくは 疾病にかかった場合</u> においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。
第8条～第14条の2 (略) (葬祭補償)	第8条～第14条の2 (略) (葬祭補償)
第15条 <u>職員が公務上</u> 死亡し、又は通勤により死亡した場合には、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。	第15条 <u>職員の公務上</u> 死亡し、又は通勤により死亡した場合には、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。
第16条～第24条 (略)	第16条～第24条 (略)

議第3号 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

議会における、副議長、議会運営委員会の委員長及び常任委員会の委員長の職責が大きくなっていることから、それに見合った報酬額とするための見直しを行う。

【改正内容】

副議長、議会運営委員会の委員長及び常任委員会の委員長の議員報酬額を増額するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の<u>議長、副議長、議会運営委員会の委員長、常任委員会の委員長及び議員</u>(以下「議長等」という。)に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。</p> <p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 <u>議長等</u>の議員報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 <u>議長等</u>には、その職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。</p> <p>2 <u>議長等</u>が、任期満了、辞職、失職又は除名の場合には、その日までの議員報酬を支給する。ただし、死亡した場合には、その月までの議員報酬を支給する。</p> <p>3 議会が解散されたときは、<u>議長等</u>には、解散されたその日までの議員報酬を支給する。</p> <p>4 <u>議長等</u>には、重複して議員報酬を支給しない。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 <u>議長等</u>がその職務を行うため市外に旅行した場合には、別表に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 <u>議長等</u>で、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の<u>議長、副議長及び議員</u>に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。</p> <p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 <u>議長、副議長及び議員</u>の議員報酬の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 <u>議長、副議長及び議員</u>には、その職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。</p> <p>2 <u>議長、副議長及び議員</u>が、任期満了、辞職、失職又は除名の場合には、その日までの議員報酬を支給する。ただし、死亡した場合には、その月までの議員報酬を支給する。</p> <p>3 議会が解散されたときは、<u>議長、副議長及び議員</u>には、解散されたその日までの議員報酬を支給する。</p> <p>4 <u>議長、副議長及び議員</u>には、重複して議員報酬を支給しない。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 <u>議長、副議長及び議員</u>がその職務を行うため市外に旅行した場合には、別表に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 <u>議長、副議長及び議員</u>で、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p>

第6条 (略)

別表 (第2条・第4条関係)

区分	議員報酬月額	費用弁償
議長	430,000円	瑞浪市職員 の旅費に関 する条例(昭 和29年条例 第19号)に 規定する額
副議長	400,000円	
議会運営委員 会の委員長 常任委員会 の委員長	385,000円	
議員	375,000円	

第6条 (略)

別表 (第2条・第4条関係)

区分	議員報酬月額	費用弁償
議長	430,000円	瑞浪市職員 の旅費に関 する条例(昭 和29年条例 第19号)に 規定する額
副議長	390,000円	
議員	375,000円	

議第4号 瑞浪市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正されたため条文の整備を行う。

【改正内容】

印鑑登録の登録資格について印鑑の登録を受けることができない者に関する所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （登録資格）	第1条（略） （登録資格）
第2条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 （1）（略） （2） <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u>	第2条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。 （1）（略） （2） <u>成年被後見人</u>
第3条～第4条（略） （登録印鑑）	第3条～第4条（略） （登録印鑑）
第5条（略） 2（略） 3 <u>市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u> （印鑑登録原票）	第5条（略） 2（略） 3 <u>市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u> （印鑑登録原票）
第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 （1）～（2）（略） （3） <u>氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</u>	第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 （1）～（2）（略） （3） <u>氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</u>



<p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合          にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第18条 (略)</p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合          にあつては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第18条 (略)</p>
---	--

議第5号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の公布に伴う、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に対応するため、条文の整備を行う。

【改正内容】

除票の写し等及び戸籍附票の除票の写しの交付手数料を定めるとともに、現行の通知カードの再交付手数料について削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。ただし、別表5の部の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略）				本則（略）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 (略)	(略)	(略)	4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 (略)	(略)	(略)
	2 法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付	住民票写し等交付手数料	1通につき 300円	2 法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付	2 法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付	住民票写し等交付手数料	1通につき 300円
	3 法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において用する第12条の3	除票写し又は除票記載事項証明書交付手数料	1通につき 300円				

	第8項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書 <sup>1</sup> の交付				
	4 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍附票写し交付手数料	1通につき 300円		
	5 法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍附票の除票写し交付手数料	1通につき 300円		
5 行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）の施行に	1 法第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1枚につき 800円		
	3 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍附票写し交付手数料	1通につき 300円		
5 行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）の施行に	1 法第7条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1枚につき 500円		
	2 法第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1枚につき 800円		

関する 事務			
6 狂犬 病予防 法（昭 和25年 法律第 247号。 以下こ の項に おいて 「法」 という 。）の 施行に 関する 事務	1 法第4 条第2項 の規定に 基づく犬 の登録	犬の登 録手数 料	1頭につき 3,000円
	2～4 (略)	(略)	(略)
7～15 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

関する 事務			
6 狂犬 病予防 法（昭 和25年 法律第 247号。 以下こ の項に おいて 「法」 という 。）の 施行に 関する 事務	1 法第4 条第2項 の規定に 基づく犬 の登録	犬の登 録手数 料	1頭につき 3,000円
	2～4 (略)	(略)	(略)
7～15 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

議第6号 瑞浪市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の改正に伴う条文の整備及び特定教育・保育施設の優先利用の事由の緩和を行う。

【改正内容】

子ども・子育て支援法施行規則の条ずれに対応し、及び特定教育・保育施設の優先利用の事由を市長が認める場合に改めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第4条（略） （優先利用の事由）	第1条～第4条（略） （優先利用の事由）
第5条 小学校就学前子どもが特定教育・保育施設を優先的に利用できるのは、当該小学校就学前子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。 （1）～（3）（略） （4） <u>府令第1条の5第8号</u> に該当する場合その他社会的養護が必要な状態にあること。 （5）～（8）（略） （9） <u>その他市長が認める状態にあること。</u>	第5条 小学校就学前子どもが特定教育・保育施設を優先的に利用できるのは、当該小学校就学前子どもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。 （1）～（3）（略） （4） <u>府令第1条第8号</u> に該当する場合その他社会的養護が必要な状態にあること。 （5）～（8）（略） （9） <u>前各号に掲げる事由に類すると市長が認める状態にあること。</u>
第6条（略）	第6条（略）



(22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項 \_\_\_\_\_ において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項 \_\_\_\_\_ において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

第4条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

( \_\_\_\_\_ 正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校

(16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育

\_\_\_\_\_ に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な

\_\_\_\_\_ 内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

第4条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者 \_\_\_\_\_ (以下「利用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制 \_\_\_\_\_、利用者負担 \_\_\_\_\_ その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者 \_\_\_\_\_ から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校

<p>就学前子ども____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、<u>当該特定教育・保育施設の同号に掲げる</u>____<u>小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法</u>____により選考しなければならない。</p>	<p>就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、<u>当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法</u>____(第4項において「選考方法」という。))により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号</u>____<u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号</u>____<u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定</u>____<u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</u></p>	<p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>____<u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども</u>____<u>が優先的に利用できるよう</u>____、選考するものとする。</p>
<p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの規定に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u></p>	<p>4 前2項の特定教育・保育施設は____、<u>選考方法</u>____<u>をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p>
<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>速やかに、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を</u>____<u>講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>____<u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設</u>____<u>又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について<u>児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認)</p>	<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>____<u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認)</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保</u></p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定</u></p>



<p>育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>（教育・保育給付認定の申請に係る援助）</p>	<p>保護者_____の提示する支給認定証（支給認定保護者_____が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子ども_____の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間_____及び保育必要量_____等確かめるものとする。</p> <p>（支給認定_____の申請に係る援助）</p>
<p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請_____が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更_____の認定の申請が遅くとも支給認定保護者_____が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p>
<p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p>	<p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども_____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等_____の把握に努めなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p>
<p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども_____について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども_____に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>第12条 （略）</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>第12条 （略）</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育_____を_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額_____）</p>	<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）を_____を提供した際は、支給認定保護者_____から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条_____）</p>

<p>_____をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額</p> <p>_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次_____に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>食事の提供(次に掲げるものを除く。)</u> に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700</p>	<p>_____をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>_____から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の_____支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>_____から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の_____支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>_____から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u></p>
---	--



1 項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。  
 ) の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

第15条 (略)  
(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)  
2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその提供する特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次のに掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23

1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。) の支給を受けた場合は、支給認定保護者 ) に対し、当該支給認定保護者 に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者 に対して交付しなければならない。

第15条 (略)  
(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)  
2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者 その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその 改善 を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども 又はその 保護者 ) に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている支給認定子ども に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者 ) 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者 に関する市 への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子ども の保護者 ) が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市 ) に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23

<p>条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第13条の規定により<u>教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員により<u>特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第22条～第23条 (略)</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かにより、<u>差別的取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・</p>	<p>条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって<u>特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第22条～第23条 (略)</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、<u>差別的取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・</p>
---	---

<p>保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して<u>教育・保育給付認定子どもに関する</u>情報を提供する際には、あらかじめ文書により、<u>当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意</u>を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>	<p>保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子どもに関する</u>情報を提供する際には、あらかじめ文書により<u>当該支給認定子どもの保護者</u>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>
<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第29条 (略) (苦情解決)</p>	<p>第29条 (略) (苦情解決)</p>
<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族</u>(以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族</u>(以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第31条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>第31条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第32条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子どもの家族等</u>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子どもの家族等</u>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

<p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、<u>速やかに、その損害を賠償しなければならない。</u></p>	<p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、<u>損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p>
<p>第33条 (略) (記録の整備)</p>	<p>第33条 (略) (記録の整備)</p>
<p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次の<u>    </u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の規定による特定教育・保育<u>    </u>の記録</p> <p>(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p>	<p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次の<u>各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する市<u>    </u>への通知に係る記録</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p>
<p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>以下この条において同じ。</u>)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>    </u>この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号<u>    </u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の<u>総数</u>を超えないものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u><u>    </u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u><u>    </u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の<u>数</u>を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項</u></p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章<u>    </u> <u>    </u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>」と、「<u>法第19条第1項第1号</u></p>

第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」

\_\_\_\_\_とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項 \_\_\_\_\_ において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数 \_\_\_\_\_ 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数 \_\_\_\_\_ が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

（利用定員）



<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の 利用定員 (法第29条第1項の確 認において定めるものに限る。以下この章におい て同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては、 1人以上5人以下、小規模保育事業A型(瑞浪市 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成26年条例第31号)第27条に規定 する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第 1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同 条例第27条に規定する小規模保育事業B型をい う。第42条第3項第1号において同じ。)にあっ ては、6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同 条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。 附則第4項において同じ。)にあっては、6人 以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、 1人 1人 として</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業 にあっては、その利用定員(法第29条第1項の確 認において定めるものに限る。以下この章におい て同じ。)の数を1人以上5人以下 、小規模保育事業A型(瑞浪市 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成26年条例第31号)第28条に規定 する小規模保育事業A型をいう。  )及び小規模保育事業B型(同 条例第31条に規定する小規模保育事業B型をい う。)にあっては、その利用定員の数を6人 以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33 条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6 項において同じ。)にあっては、その利用定員の数 を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあって は、その利用定員の数を1人とする。</p>
<p>2 (略) (内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>2 (略) (内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の 提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者 に対し、第46条に規定する事業の運営についての 重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規 定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が 行う連携協力の概要、職員の勤務の体制、第43条 の規定により支払を受ける費用に関する事項そ の他の利用申込者の保育の選択に資すると認めら れる重要事項を記した文書を交付して説明を行 い、当該提供の開始について利用申込者の同意を 得なければならない。</p>	<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の 提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者 に対し、第46条に規定する運営規程 の概要、第42条 に規 定する連携施設の種類名称、連携協力の概要 、職員の勤務体制、利用者負 担 そ の他の利用申込者の保育の選択に資すると認めら れる重要事項を記した文書を交付して説明を行 い、当該提供の開始について利用申込者の同意を 得なければならない。</p>
<p>2 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>2 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認 定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当 な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法 第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども の数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用し ている満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもを除く。以下この章において同 じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同 号 に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員の総数を超える場合におい ては、教育・保育給付認定 に基づき、 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保 育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満 保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考 するものとする。</p>	<p>第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者 から利用の申込みを受けたときは、正当 な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法 第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども の数及び 特定地域型保育事業所を現に利用し ている法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、当該特定地域型保育事業所の法 第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員の総数を超える場合におい ては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保 育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子 どもが 優先的に利用できるよう、選考 するものとする。</p>
<p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育 事業者は、同項の選考の方法をあらかじめ教育・ 保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を</p>	<p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法 をあらかじめ支給認 定保護者 に明示した上で、選考を行わ</p>



定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供されている場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

\_\_\_\_\_（事業所内保育事業を利用する支給認定子ども\_\_\_\_\_にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子ども\_\_\_\_\_に係る支給認定保護者\_\_\_\_\_の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

<p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>	
<p>6 <u>居宅訪問型保育事業を行う者は、瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、</u>  <u>、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けることができるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</u></p>	<p>2 <u>居宅訪問型保育事業を行う者は、瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう</u>  <u>、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</u></p>
<p>7 <u>事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>	<p>3 <u>事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの</u>  <u>については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>
<p>8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	
<p>9 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u>  <u>（利用者負担額等の受領）</u></p>	<p>4 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども</u>  <u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども</u>  <u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u>  <u>（利用者負担額等の受領）</u></p>
<p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育</u>  <u>を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p>	<p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者</u>  <u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p>

	<p>(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)</p>
<p>をいう。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>をいう。)の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)</p>
<p>_____をいう。次項において同じ。)</p>	<p>_____をいう。次項において同じ。)</p>
<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の_____支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次_____に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の_____支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、_____当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し当該費用に係る領収証を交付しなければならない。</p>	<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る<u>領収証</u>を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> _____に _____ 交付しなければならない。</p>

<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の_____金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の_____支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して_____説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>第44条～第45条 (略) (運営規程)</p>	<p>第44条～第45条 (略) (運営規程)</p>
<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次_____に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程_____</p>	<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)_____を定めておかななければならない。</p>
<p>_____を定めておかななければならない。 (1)～(4) (略) (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(1)～(4) (略) (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の_____費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども_____に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員により_____特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって_____特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども_____に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第48条 (略) (記録の整備)</p>	<p>第48条 (略) (記録の整備)</p>
<p>第49条 (略)</p>	<p>第49条 (略)</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次_____に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども_____に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) (略) (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育_____の記録 (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録 (4)～(5) (略) (準用)</p>	<p>(1) (略) (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 (3) 次条において準用する第19条に規定する市_____への通知に係る記録 (4)～(5) (略) (準用)</p>
<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から</p>	<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から</p>

第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども

（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども \_\_\_\_\_ に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数 \_\_\_\_\_ 及び特定地域型保育事業所を現に

利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。

\_\_\_\_\_）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p>
<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に対し特定利用地域型保</p>



<p>育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもを含む。</u>）の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の総数</u>を超えないものとする。</p>	<p>育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては<u>当該特別利用地域型保育</u>の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもを含む。</u>）の総数が、第37条第2項の規定により定められた<u>利用定員の数</u>を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。</u>この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供</u>（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u></p>
<p>第53条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（特定保育所に関する特例）</p> <p>2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をい</p>	<p>第53条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（特定保育所に関する特例）</p> <p>2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「<u>（法第27条第3項第2号に掲げる額</u>（当該特定教育・保育施設が）」とあるのは「<u>（当該特定教育・保育施設が</u>」と、「<u>定める額とする。</u>）」をいう。」とあるのは「<u>定める額をいう。</u>）」と、</p>

<p>う。次項において同じ。) から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)」と、同条第3項中「_____額の支払を」とあるのは「_____額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p>	<p>同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」_____とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
	<p>(施設型給付費等に関する経過措置)</p> <p>4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p>5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは</p>

<p>(利用定員に関する経過措置)</p>	<p>「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p>7 特定地域型保育事業者</p> <p>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

議第8号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたため条文の整備を行う。

【改正内容】

児童福祉法の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第22条（略） （職員） 第23条（略） 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）（略） （2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3（略） 第24条～第49条（略）	第1条～第22条（略） （職員） 第23条（略） 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）（略） （2）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3（略） 第24条～第49条（略）

議第9号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

放課後児童支援員認定資格研修受講に係る修了期限について、放課後児童支援員の確保が必要なことから、経過措置期間を延長する。

【改正内容】

放課後児童支援員認定資格研修受講に係る経過措置期間を3年間延長するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>

議第10号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第18号）の公布に伴い、保険料の賦課限度額及び中低所得者に係る保険料の軽減判定所得を見直す。

【改正内容】

国民健康保険料の基礎賦課額及び介護納付金賦課額に係る賦課限度額並びに5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の人数に乘すべき金額を引き上げるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

新	旧
第1条～第15条の5の2（略） （基礎賦課限度額）	第1条～第15条の5の2（略） （基礎賦課限度額）
第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。）は、 <u>63万円</u> を超えることができない。	第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。）は、 <u>61万円</u> を超えることができない。
第15条の6の2～第15条の11（略） （介護納付金賦課限度額）	第15条の6の2～第15条の11（略） （介護納付金賦課限度額）
第15条の12 第15条の8の賦課額は、 <u>17万円</u> を超えることができない。	第15条の12 第15条の8の賦課額は、 <u>16万円</u> を超えることができない。
第16条～第19条の2（略） （保険料の減額）	第16条～第19条の2（略） （保険料の減額）
第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63万円</u> を超える場合には、 <u>63万円</u> ）とする。 （1）（略） （2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に <u>28万5千円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア～イ（略） （3）第1号に規定する総所得金額及び山林	第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61万円</u> を超える場合には、 <u>61万円</u> ）とする。 （1）（略） （2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に <u>28万円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア～イ（略） （3）第1号に規定する総所得金額及び山林

<p>所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア～イ （略）</p>	<p>所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア～イ （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「<u>16万円</u>」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>第20条の2～第30条 （略）</p>	<p>第20条の2～第30条 （略）</p>

議第11号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されることに伴い、介護保険料率を改定する。

【改正内容】

低所得者層の保険料の負担軽減措置を見直すための所要の改正

【施行日】

本条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【新旧対照表】

新	旧
第1条 (略) (保険料率)	第1条 (略) (保険料率)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>18,330円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>22,910円</u> とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「 <u>30,540円</u> 」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「 <u>38,180円</u> 」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「 <u>42,760円</u> 」と読み替えるものとする。	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「 <u>44,280円</u> 」と読み替えるものとする。
第3条～第17条 (略)	第3条～第17条 (略)



議第12号 瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第3条（略） （請求又は要求による監査）</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）並びに公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第5条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （請求又は要求による監査）</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<u>第243条の2第3項</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）並びに公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第5条～第12条（略）</p>

## 議第13号 瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の制定について

### 【制定趣旨】

国の施策により再生可能エネルギー発電の導入が進む一方で、瑞浪市内においても近年、太陽光発電設備の設置に対する市民の関心が高く、生活環境の悪化や地域周辺の景観にそぐわない等の相談・苦情が多く寄せられていることから、太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー発電事業が、市民の安全・安心を確保しながら進められるよう条例を制定する。

### 【制定内容】

第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（適用事業）、第4条（事業抑制区域）、第5条（事業抑制の依頼）、第6条（事業計画の調整）、第7条（事業計画の届出）、第8条（工事の届出）、第9条（現場の確認）、第10条（標識の設置）、第11条（関係書類の閲覧）、第12条（報告及び立入調査等）、第13条（指導、助言又は勧告）、第14条（違反事実の公表等）、第15条（委任）、附則

### 【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

議第14号 瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の新規制定に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の適用を受ける事業を追加するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第2条 (略) (適用範囲)	第1条～第2条 (略) (適用範囲)
第3条 この条例は、市内において土地開発区域の面積が1,000平方メートル以上の土地開発事業、瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例(令和 年条例第 号)の適用を受ける事業及び特殊建築物の建築で、次の各号に掲げる事業を除き適用する。ただし、1,000平方メートル未満の土地開発事業においても市長が必要と認めるときは、適用することができる。 (1)～(7) (略)	第3条 この条例は、市内において土地開発区域の面積が1,000平方メートル以上の土地開発事業    及び特殊建築物の建築で、次の各号に掲げる事業を除き適用する。ただし、1,000平方メートル未満の土地開発事業においても市長が必要と認めるときは、適用することができる。 (1)～(7) (略)
2 (略)	2 (略)
第4条～第15条 (略)	第4条～第15条 (略)

議第15号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）	第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）
第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項____の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
第7条～第10条（略）	第7条～第10条（略）

議第16号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第188号）の公布に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定める。

【改正内容】

自動車の燃料として圧縮水素を充填するための圧縮水素自動車燃料装置用容器について、容器検査等の手数料の額を定めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略）				本則（略）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～10 （略）	（略）	（略）	（略）	1～10 （略）	（略）	（略）	（略）
11 高圧 ガス保 安法（ 昭和26 年法律 第204 号。以 下この 項にお いて「 法」と いう。） の施行 に関する事務	1～6 （略）  7 法第35 条第1項 の規定に 基づく特 定施設の 保安検査	保安検査 手数料	1件につき ア～イ（略） ウ 法第5条第 1項第2号に 該当する同項 の許可を受け た者 （1）～（4） （略） （5）冷凍能 力が3,000ト ン以上の設 備に係るもの  12万円	11 高圧 ガス保 安法（ 昭和26 年法律 第204 号。以 下この 項にお いて「 法」と いう。） の施行 に関する事務	1～6 （略）  7 法第35 条第1項 の規定に 基づく特 定施設の 保安検査	保安検査 手数料	1件につき ア～イ（略） ウ 法第5条第 1項第2号に 該当する同項 の許可を受け た者 （1）～（4） （略） （5）冷凍能 力が3,000ト ン以上の設 備に係るもの  12万円
	8 法第44 条第1項 の規定に 基づく容 器検査又 は法第49 条第1項 の規定に 基づく容 器再検査	容器検査 等手数料	1個につき ア（略） イ 繊維強化プ ラスチック複 合容器、圧縮天 然ガス自動車 燃料装置用容 器又は圧縮水 素自動車燃料 装置用容器（ア に掲げるもの を除く。） （1）～（5） （略）		8 法第44 条第1項 の規定に 基づく容 器検査又 は法第49 条第1項 の規定に 基づく容 器再検査	容器検査 等手数料	1個につき ア（略） イ 繊維強化プ ラスチック複 合容器又は圧 縮天然ガス自 動車燃料装置 用容器  （ア に掲げるもの を除く。） （1）～（5） （略）

		ウ～エ (略)	
9	法第49条の2第1項の規定に基づく附属品検査又は法第49条の4第1項の規定に基づく附属品再検査	附属品検査等手数料	1個につき ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品 (1) 内容積が150リットル未満のもの 24円 (2) (略) イ (略)
10～11 (略)	(略)	(略)	(略)
12～15 (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

		ウ～エ (略)	
9	法第49条の2第1項の規定に基づく附属品検査又は法第49条の4第1項の規定に基づく附属品再検査	附属品検査等手数料	1個につき ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品 (1) 内容積が150リットル未満のもの 24円 (2) (略) イ (略)
10～11 (略)	(略)	(略)	(略)
12～15 (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

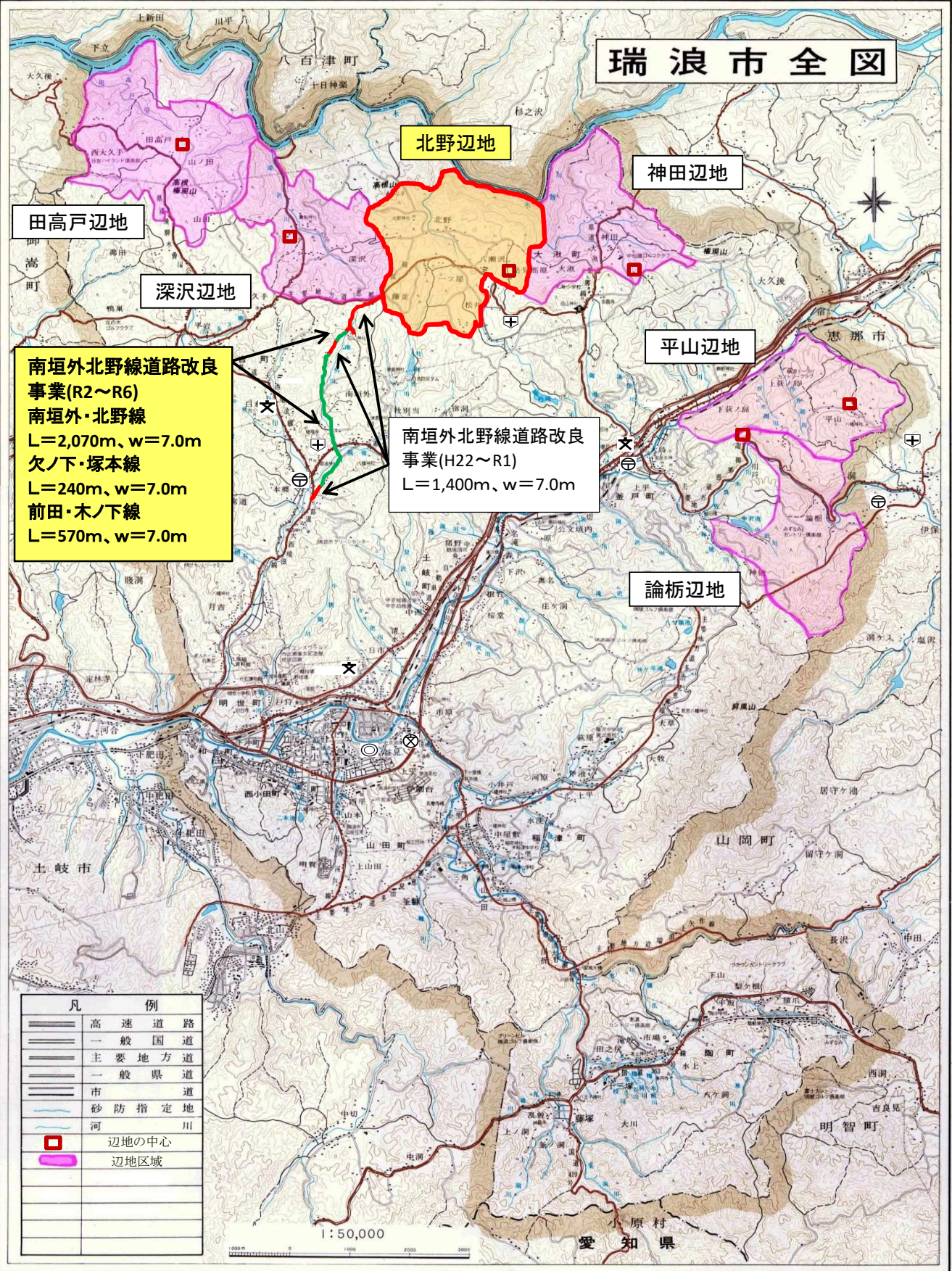
議第17号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

略 歴

氏名 (ふりがな)	こぎそ まさとし 小木曾 正 敏
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	土地家屋調査士 会社役員 株式会社東濃分析センター
学歴	中部工業大学工業化学科 卒業
経歴	昭和45年 4月 (株) 明智鋳業 入社 昭和46年 2月 (財) 日本気象協会 入社 昭和48年 4月 (株) 明智セラミック 入社 昭和53年 9月 (株) 東濃分析センター 設立 現在に至る
備考	平成20年4月 固定資産評価審査委員会委員 (1期目) 平成23年4月 固定資産評価審査委員会委員 (2期目) 平成26年4月 固定資産評価審査委員会委員 (3期目) 平成29年4月 固定資産評価審査委員会委員 (4期目) 現在に至る

議第18号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について（事業計画位置図）

平成十二年十一月



「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平11地保 第130号)」

製作・東海四版株式会社 (052) 522-1377



議第19号 多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更に関する協議について

【制定趣旨】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、これらの証明書の広域交付を委託事務に加える。

【改正内容】

除票の写し等の交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する事務委託の規定を定めるための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （委託事務の範囲）	第1条（略） （委託事務の範囲）
第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。 （1） 多治見市の住民が瑞浪市において、又は瑞浪市の住民が多治見市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し イ～ウ（略） （2） 多治見市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において、又は瑞浪市の区域内に本籍を定める者が多治見市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの イ～エ（略）	第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。 （1） 多治見市の住民が瑞浪市において、又は瑞浪市の住民が多治見市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し_____ _____ イ～ウ（略） （2） 多治見市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において、又は瑞浪市の区域内に本籍を定める者が多治見市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの_____ _____ イ～エ（略）
第3条～第9条（略）	第3条～第9条（略）

議第20号 中津川市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更に関する協議について

【制定趣旨】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、これらの証明書の広域交付を委託事務に加える。

【改正内容】

除票の写し等の交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する事務委託の規定を定めるための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （委託事務の範囲）</p> <p>第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。</p> <p>（1） 中津川市の住民が瑞浪市において、又は瑞浪市の住民が中津川市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2） 中津川市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において、又は瑞浪市の区域内に本籍を定める者が中津川市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>	<p>第1条（略） （委託事務の範囲）</p> <p>第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。</p> <p>（1） 中津川市の住民が瑞浪市において、又は瑞浪市の住民が中津川市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し_____</p> <p>_____</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2） 中津川市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において、又は瑞浪市の区域内に本籍を定める者が中津川市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>

議第21号 瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更に関する協議について

【制定趣旨】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、これらの証明書の広域交付を委託事務に加える。

【改正内容】

除票の写し等の交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する事務委託の規定を定めるための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （委託事務の範囲）	第1条（略） （委託事務の範囲）
第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。 （1） 瑞浪市の住民が恵那市において、又は恵那市の住民が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し イ～ウ（略）	第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。 （1） 瑞浪市の住民が恵那市において、又は恵那市の住民が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し イ～ウ（略）
（2） 瑞浪市の区域内に本籍を定める者が恵那市において、又は恵那市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの イ～エ（略）	（2） 瑞浪市の区域内に本籍を定める者が恵那市において、又は恵那市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務 ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの イ～エ（略）
第3条～第9条（略）	第3条～第9条（略）

議第22号 瑞浪市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約の変更に関する協議について

【制定趣旨】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、これらの証明書の広域交付を委託事務に加える。

【改正内容】

除票の写し等の交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する事務委託の規定を定めるための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （委託事務の範囲）</p> <p>第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。</p> <p>（1） 瑞浪市の住民が土岐市において、又は土岐市の住民が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し及び同法第15条の4第1項に規定する除票の写し</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2） 瑞浪市の区域内に本籍を定める者が土岐市において、又は土岐市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの及び同法第21条の3第1項に規定する戸籍の附票の除票の写しのうち、同法第21条第2項の規定により調製されたもの</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>	<p>第1条（略） （委託事務の範囲）</p> <p>第2条 双方の市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。</p> <p>（1） 瑞浪市の住民が土岐市において、又は土岐市の住民が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） 第12条第1項に規定する住民票の写し_____</p> <p>_____</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2） 瑞浪市の区域内に本籍を定める者が土岐市において、又は土岐市の区域内に本籍を定める者が瑞浪市において行う、次に掲げる証明書の交付等に関する事務</p> <p>ア 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しのうち、同法第16条第2項の規定により調製されたもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>

議第23号 土岐川防災ダム一部事務組合理約の変更に関する協議について

【制定趣旨】

監査委員について、現在、委員の所属する市での任期に伴って退任しているため、実状にあった任期とするための改正を行う。

【改正内容】

監査委員の任期を変更するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、岐阜県知事の許可があった日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条 (略) (執行機関の組織)	第1条～第5条 (略) (執行機関の組織)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 監査委員の任期は、当該市の監査委員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。	5 監査委員の任期は2年とする _____。 _____
第7条 (略)	第7条 (略)

議第24号 工事請負契約の締結について

概 要

契約の目的	瑞浪市クリーンセンター改修工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	165,000,000円
工事場所	瑞浪市日吉町258番地の76
工 期	本契約締結の日から令和2年11月30日まで
契約の相手方	瑞浪市南小田町3丁目306番地 板垣建設株式会社 瑞浪支店 支店長 越 智 剛
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上防水改修・外壁改修工事（工場棟・管理棟・車庫棟）</li> <li>・空調改修工事（工場棟・管理棟）</li> </ul>
備 考	

議第25号 工事請負契約の締結について

概 要

契約の目的	旧瑞陵中学校解体及び瑞浪北中学校グラウンド管理棟他新築工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	196,900,000円
工事場所	瑞浪市土岐町516番地の3 外
工期	本契約締結の日から令和3年3月19日まで
契約の相手方	中津川市加子母1005番地 株式会社中島工務店 代表取締役 中島 紀子
工事概要	<p>○旧瑞陵中学校校舎・屋内運動場解体工事 (校舎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造 鉄筋コンクリート造3階建て他13の建物・工作物</li> <li>・延べ床面積 3,764㎡</li> </ul> <p>(屋内運動場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造 鉄骨造 平屋建て</li> <li>・延べ床面積 897㎡</li> </ul> <p>○瑞浪北中学校グラウンド管理棟他新築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造 鉄骨造平屋建て</li> <li>・管理棟 延べ床面積 170.85㎡ (管理室1、男・女・多目的トイレ各1、部室4、テント保管庫1、体育倉庫1)</li> <li>・防災倉庫 延べ床面積 30.05㎡</li> </ul>
備考	